

佐渡広域市町村圏組合灰溶融施設公害防止協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐渡広域市町村圏組合灰溶融施設に関する公害防止協定書第7条の規定に基づき、佐渡広域市町村圏組合灰溶融施設公害防止協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地元側 区から選出された者 7名
- (2) 組合側 局長、担当課長、地元担当課長、施設長及び関係職員 6名

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、局長をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会は、会長が召集し、会議の議長は会長がこれにあたる。
2 会議は、年1回以上開くものとする。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 公害防止協定書の適正な運用に関すること。
- (2) 佐渡広域市町村圏組合灰溶融施設の運営に関すること。
- (3) その他の協議会が必要と認める事項。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、佐渡広域市町村圏組合の担当課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、関係者協議のうえ別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月20日から実施する。